

足場の組立て等の業務に係る特別教育について

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て等（解体又は変更）の業務に従事する者を対象として特別教育の受講が義務づけられました。

建災防の各支部では、建災防で**独自に開発・作成したテキスト2種類（特別教育用テキスト及び、特別教育用サブテキスト(内部工事用足場編)**）と**視聴覚教材（DVD）**を併せて使用し、教育効果を高めた特別教育を開催します。

特別教育は6時間と3時間（短縮教育）に分かれています。

(教育カリキュラム・時間)

科目	範囲	時間	
			※短縮教育
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り棧橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3時間	1.5時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	30分	15分
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5時間	45分
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	30分
計		6時間	3時間

○6時間の受講対象者

平成27年7月1日の時点において足場の組立て等の作業経験がなく、足場の組立て等の業務に新たに就く者（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）

○3時間の受講対象者

平成27年7月1日の時点で、現に足場の組立て等の業務に従事している者

○支部開催の講座スケジュール（下記の時間数をクリック）

6時間

3時間

さらに、一定の人数が確保できれば出張講習にも対応できますので、最寄りの建災防支部にお尋ね下さい。是非、この機会に建災防で特別教育をご受講ください。※各支部連絡先：下記の関連リーフレット参照。

○次に該当する方は、特別教育の科目の全部について省略することができます。

- (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、住居システム系建築科又は住居システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

○本部開催の講師養成講座スケジュール 平成28年度の講師養成講座については、[こちら](#)をクリック

○関連リーフレット（リーフレット画像をクリック）

